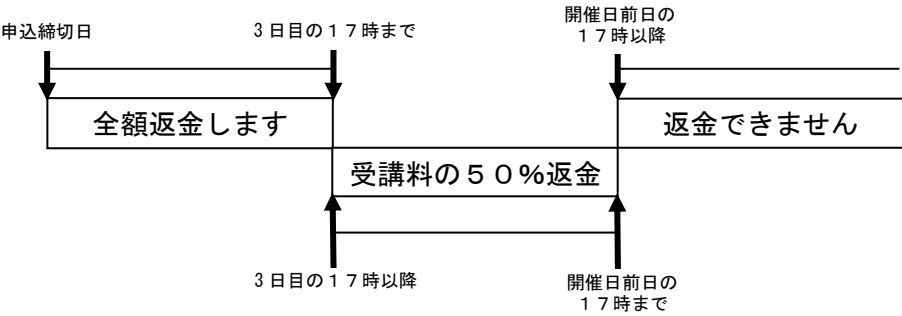


学 則

1 事業者の名称及び所在地	生活協同組合パルシステム神奈川 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-18-16 新横浜交通ビル 4F
2 研修事業の名称	パルシステム神奈川介護職員初任者研修
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修（通信）
4 開講の目的	①介護現場で働くための基本的な知識と技術を身につけた人材を育成し、介護人材の確保に貢献する。 ②組合員に対し福祉事業の理解をすすめていく場として活用します。 ③研修での内容を日常生活で活用してもらいます。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：内藤 純一 研修コーディネーター：青木 済美 研修担当部署：総合福祉事業部 福祉事業課 研修担当者：青木 済美 連絡先：神奈川県横浜市港北区新横浜 3-18-16 新横浜交通ビル 4F (電話)045-470-5702 (ファックス)045-470-4171
6 受講対象者(受講資格)及び定員	・全日程に参加できる、心身ともに健康な方 ・介護現場で働くことを希望する方及び介護技術の習得を必要とする方 ・定員 24 名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	・開講日の約 1 か月前より募集を開始し、当組合ホームページ、組合員むけ各講座募集案内、情報誌に掲載します。 ・受講希望者はホームページ等で申込を受け付け、手続きを行います。 ・応募多数の場合は、抽選で、受講決定をします。 ・受講決定後、受講案内、受講料の納付方法等を受講生に通知します。 ・本人確認は通学初日に、公的証明書(運転免許証、住民基本台帳カード等)の原本確認を行い、複写を提出していただきます。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	① 受講料 50,180 円(税抜) ※テキスト代 5,200 円(税抜)含む ② 補講料 1 日 3,000 円(税抜)に加えて、実技演習会場費用等を負担いただく場合があります。 ③ 再試験 1 回 3,000 円(税抜)
9 研修カリキュラム	別添様式 3 のとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	①新横浜本部 (横浜市港北区新横浜 3-18-16 新横浜交通ビル 4F) ②福祉保健研修交流センターウィリング横浜 (横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内)
11 使用テキスト	中央法規出版(株) 介護職員初任者研修テキスト

12 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	全日程の出席し、下記①②において評価基準を超えているものに対し修了証明書を発行する。 ① 技術演習における習得評価 「こころとからだのしくみと生活援助技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得評価を行う。チェックリストによりA～Dの4区分で評価を行い、A～Cのものを一定レベルに達しているものとする。 ・整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・移動、移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ・総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護(介助)が「完全にできる」 B：基本的な介護(介助)が「的確にできる」 C：基本的な介護(介助)が「概ねできる」 D：基本的な介護(介助)が「不十分」 ② 全科目修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90点以上・B=80～89点・C=70～79点・D69点以下 修了評価試験で評価基準を下回った場合は、再試験を行います。
13 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)	理由の如何にかかわらず、10分以上の遅刻・早退は欠席とします。 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、補講を行います。受講者の都合で補講を行う場合の費用は、別途かかります。 補講の実施は、当組合指定機関において実施する同カリキュラムのコースの同じ項目・授業を振替受講することにより行います。 ※期間内に補講を終えない場合、修了テストは受けられません。
14 科目免除の取り扱いとその手続き方法	科目免除の取扱いはありません。
15 解約条件及び返金の有無	受講者からのキャンセルについて ・本講座の申込締切日から3日目の17時までは全額返金いたします。 ・3日目の17時以降から開催日前日の17時までは、講座受講料金の50%をいただきます。 ・開催日前日の17時以降からのキャンセルは受講料の全額をキャンセル料としていただきます。 

	当組合からのキャンセル ・応募者が定員より著しく少なかったときは、開講を延期または中止とする場合があります。 ・授業態度不良等による退講処分に関しては、受講料の返金は一切いたしません。
16 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	当組合ホームページにおいて以下の内容を情報開示しています。 http://www.palsystem-kanagawa.coop/ (1)研修機関情報 ・法人格・法人名称・住所等・代表者名・事業所名称・事業所住所等・理念・学則・研修施設・設備 (2)研修事業情報 ・対象・研修のスケジュール・定員と指導者数・研修受講までの流れ・費用・留意事項・特徴・受講者へのメッセージ・課程編成責任者・科目別シラバス・科目別担当教官名・科目別特徴・修了評価の方法・評価者・再履修等の基準 ・実習施設(協力実習機関の名称・住所等・介護保険事業の概要・実習担当者名・実習プログラム内容・プログラムの特色・実習中の指導体制・内容 (3)講師情報 ・名前・略歴・現職・資格 (4)実績情報 ・過去の研修実施回数 (5)連絡先等 ・申込、資料請求先・法人の苦情対応者名、役職、連絡先・事業所の苦情対応者名、役職、連絡先
17 受講者の個人情報の取り扱い	当組合ホームページにおいて個人情報保護方針を開示しています。 http://www.palsystem-kanagawa.coop/about/privacy お預かりした個人情報は厳重に管理し、使用目的外では使用いたしません。 使用目的 ・当法人からの連絡 ・研修の運営にかかわること ※なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出いたします。
18 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	修了証明書を亡失・き損した場合、受講者本人の申請により再交付します。
19 その他研修実施に係る留意事項	・退講処分の取り扱いについて、下記のいずれかに該当した場合に行います。 ※研修の秩序を乱し、他の受講者の授業を妨げる行為や言動が認められる場合 ※遅刻・早退を繰り返していて、改善が見られない場合 ※事務局の指示に従わない場合 ・補講を受講期間内に終えていない場合、修了テストが受けられません。その場合は補講を受講する当組合指定機関で受講者負担により修了テストを受けることになります。

(2024.4.1)